

令和 8 年度第 1 回唐津地域公共交通活性化協議会

議 事 概 要

◆ 開催日時 令和 8 年 6 月 2 6 日（金） 1 4 時～ 1 4 時 4 0 分

◆ 開催場所 唐津市役所本庁舎 4 階大会議室

◆ 出席者委員 2 6 名 ※詳細は別紙名簿のとおり

◆ 会議概要

1. 開会 石橋事務局長（唐津市地域政策課長）

委員過半数の出席により会議が成立していることを報告

2. 会長挨拶 中西会長（唐津市副市長）

3. 議事

(1) 議案第 1 号 令和 7 年度収支決算

賛成多数により承認

【質疑・意見】

（委員 A）第 2 号議案を見ますと、国からの補助金額が元に戻っていますが、経済対策とは一時的なものなののでしょうか。具体的にはどのようなものなののでしょうか。

（事務局）例年 1 0 月頃に、国から交付される上限額について示されまして、その上限額は過疎地域などの人口に応じて設定されるものです。この補助金は、「最大で赤字欠損額の 2 分の 1 が交付される、ただし上限額を設定する。」というもので、昨年度は、一旦上限額が示された後、国が補正予算を組まれたことで上限額が撤廃され、最大の 2 分の 1 まで交付する措置が取られました。今年度はまだ補正予算が組まれていないので、令和 7 年度と同等額を予算計上しているところです。

(2) 議案第 2 号 令和 8 年度収支予算（案）

賛成多数により承認

【質疑・意見】 なし

(3) 議案第 3 号 令和 9 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

賛成多数により承認

【質疑・意見】

（議長）前年度の計画から変わった点がありますか。

（事務局）今回の計画が、今年 10 月から来年 9 月までの運行に関するものですので、主なものとして今年 4 月に路線再編のありました呼子地区チョイソコからつが追加されております。

(4) 議案第 4 号 高串福祉センター工事に伴う路線の休止・新設及びバス停移設

賛成多数により承認

【質疑・意見】

（委員 B）この路線は朝一便のみ運行されているということですが、どういった方が利用されているのでしょうか。

（事務局）高校生が利用されており、このバスを利用して肥前地区の中心部に移動していただき、幹線のバスに乗り換えて通学されております。肥前地区の 3 地区からこういった朝一便運行しているバスがあり、そのうちの一便となります。

（委員 B）移設先の停留所で転回などのバスの動きというのは検討されているのでしょうか。

（事務局）高串地区へ事前協議に行かれた際、停留所の移設位置とあわせて、バスの取り回し位置についてドライバーが直接確認されているとうかがっております。

4. その他

(1) 事務局

現在の唐津地域公共交通計画が令和8年度末で終期を向かえるので、新たな計画の策定を予定している。

- ・計画方針 現在の計画を基準とし策定を進める
- ・計画期間 令和9年度から令和13年度まで（5年間）
- ・スケジュール

7月～8月 事務局と受託事業者で関係機関へのヒアリングなどを行う。

9月末頃 次期計画（案）を作成。

10月～11月頃 協議会を開催し内容について審議していただく。

協議会での審議を踏まえ、パブリックコメントを実施。

12月～1月頃 提出された意見を反映させた後に、再度協議会を開催し、最終的な審議をしていただく。

【質疑・意見】

（委員A）委託業者の選定はどのようにされていますか。

（事務局）前回（初めて）の計画を作った際は、プロポーザル（事業者からの提案）で最も良いものを採択するかたちで候補者を選定した後、随意契約をおこないました。その後、計画策定が全国的に広がってきまして、現在は、国土交通省からも計画策定のガイドラインなどが示されているので、事業者からの提案部分がかかなり少なくなってきました。このことから、佐賀県内で受託実績のある事業者を指名した「指名競争入札」で候補者の選定をしています。現在、候補者の選定まで終わっておりまして、本日の予算が議決された場合に契約するという条件で相手方に提示しております。

（委員A）候補者は複数の業者から選ばれたのですか。

（事務局）指名競争として県内で実績のある4事業者にご案内いたしました。

5. 閉会

令和 8 年度第 1 回唐津地域公共交通活性化協議会 会 議 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

- (1) 議案第 1 号 令和 7 年度収支決算
- (2) 議案第 2 号 令和 8 年度収支予算（案）
- (3) 議案第 3 号 令和 9 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について
- (4) 議案第 4 号 高串福祉センター工事に伴う路線の休止・新設及びバス停移設

4 その他

唐津地域公共交通計画・利便増進実施計画の策定について

5 閉 会

【配布資料】

資 料：令和 8 年度第 1 回唐津地域公共交通活性化協議会資料

別紙①：令和 9 年度地域内フィーダー系統確保維持計画（当日配布）

令和 8 年度第 1 回活性化協議会 出席者名簿

任期：令和 7 年 5 月 2 9 日から令和 1 0 年 5 月 2 8 日

敬称略

		氏 名	所 属	役 職 等	備 考	出欠	代理出席者・随行者
1	会長	なかにし あきなり 中西 昭成	唐津市	副市長		出席	
2	副会長	いもと みお 井本 美緒	玄海町	防災安全課長	協議会が必要と認める者(公共交通所管)	出席	
3	委員	おおえだ よしなお 大枝 良直	九州大学大学院工学研究院環境社会部門	准教授	学識経験者	出席	
4	監査委員	やすおか かずのり 安岡 一徳	唐津地区行政連絡員会	副会長	利用者代表（唐津地区）	出席	
5	委員	よしむら えつこ 吉村 悦子	地域まちづくり会議（浜玉地区）	委員	利用者代表（浜玉地区）	出席	
6	委員	ちくがん えいじ 竹厳 英治	厳木町区長会	副会長	利用者代表（厳木地区）	出席	
7	委員	いのうえ しゅう 井上 秀	唐津市相知地区行政連絡員会	副会長	利用者代表（相知地区）	出席	
8	委員	やまもと やよい 山本 弥生	唐津市北波多女性ネットワーク「未来」	会長	利用者代表（北波多地区）	出席	
9	委員	えがわ ちよみ 江川 千代美	唐津市食生活改善推進協議会 肥前支部	支部長	利用者代表（肥前地区）	出席	
10	委員	ふるたち ひとみ 古紹 日登美	唐津上場商工会	女性部長	利用者代表（鎮西地区）	欠	
11	委員	まつぎ たつお 松寄 達生	呼子町区長連絡協議会	会長	利用者代表（呼子地区）	出席	
12	委員	やました ふじお 山下 富士雄	七山地区行政連絡員会	大白木行政連絡委員	利用者代表（七山地区）	欠	
13	委員	うちま いげき 内山 茂樹	唐津市老人クラブ連合会	会長	利用者代表(高齢者)	出席	
14	委員	うらごう ひさお 浦郷 央生	唐津市民生・児童委員連絡協議会	監事	利用者代表（唐津地区）	出席	
15	委員	ことう きとる 古藤 悟	唐津地区PTA連合会	会長	地方公共団体が必要と認める者 (児童生徒の通学)	欠	
16	委員	やました まさみ 山下 正美	唐津商工会議所	専務理事	地方公共団体が必要と認める者 (買物の移動確保、交通拠点との連携)	出席	
17	委員	さかちと かねみつ 坂本 金満	唐津上場商工会	会長	地方公共団体が必要と認める者 (買物の移動確保、交通拠点との連携)	出席	
18	委員	のうずみ りょうこ 能隅 良子	唐津東商工会	女性部員	地方公共団体が必要と認める者 (買物の移動確保、交通拠点との連携)	出席	
19	委員	たなか ひさゆき 田中 寿幸	唐津市社会福祉協議会	事務局長	地方公共団体が必要と認める者 (高齢者の移動確保)	出席	
20	委員	なかもみ きよなり 中道 清成	佐賀県旅客船協会	会長	航路事業者	出席	
21	委員	ひらい しんや 平井 伸也	佐賀県タクシー協会	専務理事	交通事業者の協会	欠	
22	委員	まつぎ よしゆき 松崎 義行	昭和自動車株式会社 乗合事業部	部長	路線バス事業者	出席	
23	委員	なかしま えいじ 中島 栄治	昭和バス労働組合	執行委員長	運転手の団体	欠	
24	委員	なかの すすむ 中野 将	九州地方整備局 佐賀国道事務所	計画課長	国道管理者	出席(代理)	専門員 田中 幸雄
25	委員	ながもと たかゆき 長本 敬幸	佐賀県地域交流部 交通政策課地域交通システム室	係長	交通施策担当	出席	
26	委員	いげや ゆたか 伊賀屋 豊	佐賀県唐津土木事務所	所長	道路・港湾管理者	出席(代理)	副所長 高塚 公明
27	委員	えがしら いっせい 江頭 一誠	唐津警察署	交通課長	公安委員会	出席(代理)	交通規制係長 諸石 陽護
28	委員	しのはら もとき 篠原 基樹	九州旅客鉄道株式会社 佐賀鉄道事業部	企画運輸課長	旅客鉄道事業者	出席	
29	委員	くすだ しゅういちろう 楠田 悠一郎	株式会社 玄海タクシー	代表取締役社長	タクシー事業者	欠	
30	委員	なかやま かつみ 中山 勝実	玄海町区長会	座川内区長	利用者代表（玄海町）	出席	
31	監査委員	わたなべ ふじえ 渡邊 藤江	玄海町社会福祉協議会	事務局長	地方公共団体が必要と認める者 (高齢者の移動確保)	出席	
32	委員	ちくさ ともあき 千種 智章	九州運輸局 佐賀運輸支局	首席運輸企画専門官	地方運輸局	出席	

全委員 3 2 人のうち

出席者（代理含む） **2 6 人** 欠席者 **6 人**

随行者 2人

令和 8 年度第 1 回 唐津地域公共交通活性化協議会



日時：令和 8 年 6 月 2 6 日（金）14:00～
場所：唐津市役所本庁舎 4 階大会議室

議 事

- （1）令和 7 年度収支決算
- （2）令和 8 年度収支予算（案）
- （3）令和 9 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について
- （4）高串福祉センター工事に伴う路線の休止・新設及びバス停移設

(1) 令和7年度収支決算



令和7年度 収支決算

収 入

区分		令和7年度 a.予算額	令和7年度 b.決算額	比較増減 (b-a)	備 考
負担金	唐津市	352,000	214,692	△ 137,308	
	玄海町	187,000	115,692	△ 71,308	
補助金	国庫補助金	28,504,000	70,628,000	42,124,000	フィーダー補助金 (実績)
	県補助金	0	0	0	
諸収入	雑入	0	0	0	
計		29,043,000	70,958,384	41,915,384	

支 出

単位:円

区分		令和7年度 c.予算額	令和7年度 d.決算額	比較増減 (d-c)	備 考
会議運営費	報償費	407,000	232,500	△ 174,500	委員謝金(2回開催)
	旅費	12,000	5,840	△ 6,160	委員交通費
事務局費	需用費	60,000	54,714	△ 5,286	消耗品(コピー用紙、 ボールペン、ラベル シール等)
	役務費	60,000	37,330	△ 22,670	切手代、振込手数料 等
事業費	委託料	0	0	0	
補助金	補助金	28,504,000	70,628,000	42,124,000	フィーダー補助金
計		29,043,000	70,958,384	41,915,384	

(1) 令和7年度収支決算



令和7年度 監査報告

令和7年度 監査報告書

令和7年度唐津地域公共交通活性化協議会 収支決算

収 入	70,958,384円
支 出	70,958,384円
差引残額	0円

上記の決算について、帳簿並びに関係書類を監査した結果、その内容について、適正に処理されたものと認めます。

令和8年 5月 7日

監査委員

安岡一徳



令和7年度 監査報告書

令和7年度唐津地域公共交通活性化協議会 収支決算

収 入	70,958,384円
支 出	70,958,384円
差引残額	0円

上記の決算について、帳簿並びに関係書類を監査した結果、その内容について、適正に処理されたものと認めます。

令和8年 5月 18日

監査委員

渡邊藤江



(2) 令和8年度収支予算(案)



令和8年度 収支予算(案)

収 入

区分		令和7年度 a.予算額	令和8年度 b.予算額	比較増減 (b-a)	備 考
負担金	唐津市	352	8,809	8,457	※
	玄海町	187	604	417	※
補助金	国庫補助金	28,504	29,850	1,346	フィーダー国庫補助金
	県補助金	0	0	0	
諸収入	雑入	0	0	0	
計		29,043	39,263	10,220	

※協議会運営に必要な経費を唐津市・玄海町で負担

【報酬・旅費】共通委員・折半、各市町選出委員・各負担 【需用費・役務費】折半

【委託料】佐賀県推計人口割

支 出

単位:千円

区分		令和7年度 c.予算額	令和8年度 d.予算額	比較増減 (d-c)	備 考
会議運営費	報償費	407	542	135	協議会4回開催
	旅費	12	17	5	
事務局費	需用費	60	60	0	コピー用紙、カラーインク、封筒など
	役務費	60	115	55	切手代、レターパックなど
事業費	委託料	0	8,679	8,679	唐津地域公共交通計画・利便増進実施計画策定業務委託料
補助金	補助金	28,504	29,850	1,346	フィーダー国庫補助金
計		29,043	39,263	10,220	

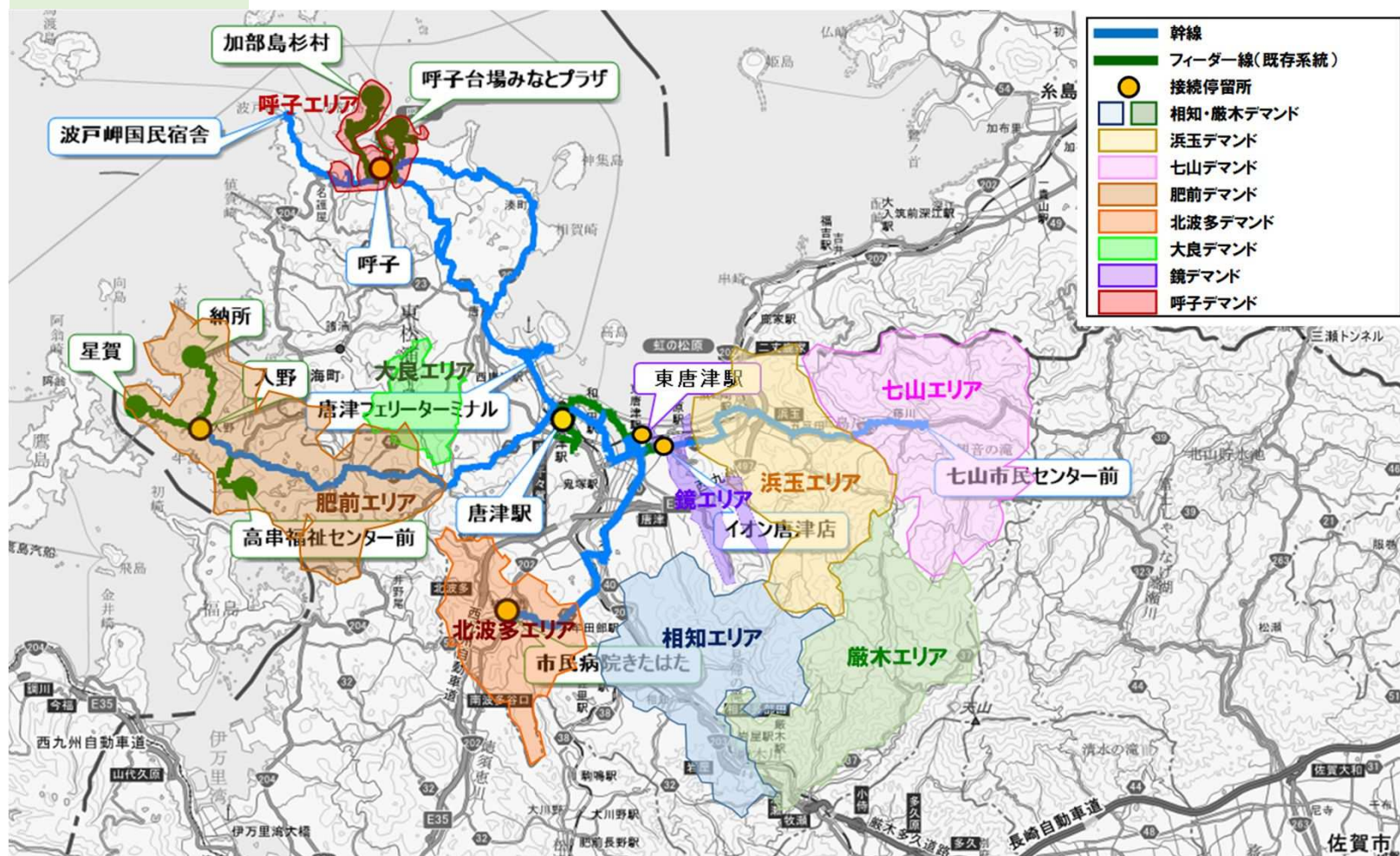
(3) 令和9年度地域内フィーダー系統確保維持計画について



【概要】 幹線と接続する地域内の路線バス(フィーダー線)や乗合タクシーの運行維持を目的とし、国の支援(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助)を受けるため、対象路線の運行計画を策定する。

【計画期間】 令和8年10月1日 ~ 令和9年9月30日

対象の路線



【第4号議案（協議）】高串福祉センター工事に伴う路線の休止・新設及びバス停移設

1. 変更理由

高串福祉センターが本年9月頃（予定）から建替え工事に入ることに伴い、工事の間敷地内に入ることができないため、バス路線の一部休止と新設及び「福祉センター前」バス停の移設を行う必要がある。

2. 協議する路線

- ・高串線 ※協議運賃路線

3. 協議する運行系統

- ・高串線（福祉センター前～入野） ※6:45 発の1便のみ

4. 変更内容

①路線の休止

- 起 点：唐津市肥前町田野甲 1287-11 先
終 点：唐津市肥前町田野甲 1287-10 先（高串福祉センター用地）

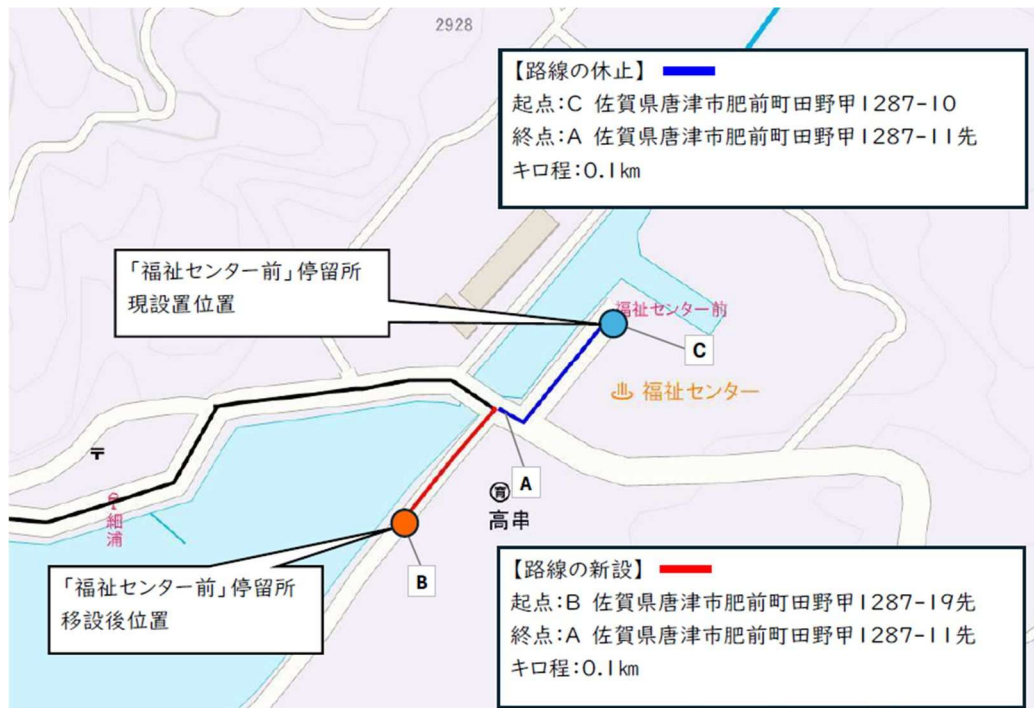
②路線の新設

- 起 点：唐津市肥前町田野甲 1287-11 先
終 点：唐津市肥前町田野甲 1287-19 先

③停留所の移設

- 停留所名：福祉センター前
位 置：唐津市肥前町田野甲 1287-19 先

【路線図】



5. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

■適用期間

建替え工事日が決まり次第、適用日を決定し、工事完了までの間適用。
（工事期間：2026年9月頃から約3年間）

令和8年6月26日
(名称) 唐津地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

唐津市は、平成17年1月1日に唐津市と東松浦郡浜玉町、厳木町、相知町、北波多村、肥前町、鎮西町及び呼子町の1市6町1村が合併し、平成18年1月1日には七山村を編入合併し現在の唐津市となり、佐賀県下第2位の人口規模で、総面積では佐賀県の約5分の1を占める広さとなった。

この広域に路線バスによる公共交通網が広がっており、旧唐津市と旧呼子町・旧肥前町・玄海町を結ぶ幹線及び枝線（乗継路線）が、主に高齢者の通院・買い物や学生の通学などに利用されている。そのため、人口の減少や自家用車の普及により利用者は減少しているが、住民にとって生活に必要な交通手段となっている。

そのような中、平成23年3月に地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく「唐津市地域公共交通総合連携計画」を策定し、路線バスの実証運行を実施。

平成25年4月1日から、呼子地区・入野地区（肥前町）を中心に乗継路線の実証運行を実施し、住民の意見等を反映させ、平成25年10月1日より本格運行を開始した。

平成27年度には佐賀県及び唐津市が行った調査事業の結果を基に、「唐津地域公共交通網形成計画」を策定し、翌年度にはこの計画に基づく「唐津地域公共交通再編実施計画」を策定。

平成28年8月から市内循環線のフィーダー化、10月から市内線のフィーダー化、呼子地域内フィーダーの大幅な路線見直し、平成30年4月から隣接する玄海町の乗継拠点整備等を行い、運行路線・ダイヤの総合的な最適化を図り、平成31年4月から肥前町エリア、令和2年4月から厳木エリア、令和2年10月から相知エリア、令和4年4月から浜玉町、七山エリアについて路線等の見直しを行った。

また、令和3年度には、「唐津地域公共交通計画」を策定。令和6年にこの計画に基づく「唐津地域公共交通利便増進実施計画」を策定し、公共交通の利便増進に係る取組を推進していく。

これからも、枝線（乗継路線）については、幹線交通との相互の連携を図りつつ、地域内フィーダー路線として確保・維持する事で、住民の生活交通手段を存続させていく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【唐津市内】

「唐津地域公共交通計画」の目標収支率を基準に、別表1「令和9年度唐津市地域内フィーダー系統目標収支率表」のとおり収支率の改善を図る。

【玄海町内】

玄海町 AI オンデマンド交通

デマンド交通の利用会員登録者数 1,000 人、デマンド交通の利用者数 35 人/日（平均）

(2) 事業の効果

唐津地域内の各地域内フィーダー路線を維持することにより、車を運転できない高齢者等の交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、幹線・枝線のネットワークが連携することで公共交通が便利に感じられ、地域住民だけでなく観光客においても利用しやすくなり、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・利用促進策として、バスの乗り方教室を開催（運行事業者） ・外国人観光客が多い呼子線に外国語表記・外国語音声案内を導入する事により、外国人の利便向上を図る（一部導入済・運行事業者） ・買い物・病院等へのアクセスがわかりやすい目的別時刻表の作成（唐津地域公共交通計画 P 9 5－9 6 参照） ・市ホームページで利用促進のキャンペーンの案内、会議や集会に出向いた際に公共交通の利用の現状と利用促進を案内（唐津市） ・町のホームページ、広報紙、公式 L I N E に加え、デマンド交通システム専用のホームページ等を作成し、デマンド交通の周知と利用促進を図る（玄海町）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
唐津市及び玄海町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を基準に負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
【唐津市内】 ・収支率について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・乗降調査 【玄海町内】 ・A I システム上で実績数値を把握し、数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和8年6月26日 →地域公共交通計画認定申請書（R9年度地域内フィーダー計画）について協議・承認

19. 利用者等の意見の反映状況

唐津地域公共交通活性化協議会の構成員に、住民又は利用者の代表として、「老人クラブ連合会」「唐津商工会議所」「唐津上場商工会」「社会福祉協議会」の各種団体の代表者及び地区ごとの住民代表者が含まれており、意見を反映して本計画を作成している。

また、利用者の意見においても、調査等で寄せられた意見を参考に、各路線の再編において運行時刻やルートの設定に活用している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 佐賀県唐津市西城内 1－1

（所 属） 地域づくり部 地域政策課

（氏 名） 脇山 徹也

（電 話） 0955-72-9220

（e-mail） kokusai-chiiki@city.karatsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

令和9年度 唐津市地域内フィーダー系統目標収支率表

協議会名:唐津地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名:地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統)

補助対象路線名	起点	経過地	終点	目標収支率
加部島	呼子		加部島杉村	10%
呼子台場	呼子		呼子台場みなとプラザ	5%
星賀	入野		星賀	17%
納所	入野		納所	52%
高串	入野	古保志気	高串福祉センター前	39%
からワンライン	唐津駅	唐津赤十字病院・まいづる999前	イオン唐津店	33%
肥前地区 デマンドタクシー		肥前地区内		7%
相知・巖木地区 デマンドタクシー		相知・巖木地区内多久駅		4%
浜玉地区 デマンドタクシー		浜玉地区内		6%
七山地区 デマンドタクシー		七山地区内		6%
北波多地区 デマンドタクシー		北波多地区内		1%
大良地区 デマンドタクシー		大良・旭ヶ丘地区内		5%
鏡地区 デマンドタクシー		鏡地区内		34%
呼子地区 デマンドタクシー		呼子・名護屋(一部) 地区内		31%

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	唐津市	玄海町
-------	-----	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	80,938
交通不便地域等	107,712

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
27,354	旧厳木町、旧相知町、旧肥前町、 旧鎮西町、旧呼子町、旧七山村	過疎法
80,358	旧唐津市、玄海町	半島振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
唐津地域公共交通計画	令和4年3月	-
唐津地域公共交通利便増進実施計画	令和6年1月	-

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名			市区町村名		協議会名																年度	
佐賀県			唐津市		唐津地域公共交通活性化協議会																令和 9 年度	
申請番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行 日数	計画運行 回数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表 7・別表 9・別表 1 0）								
					起点	経由地	終点							運行態様の別	補助開始年度	基準ハで該当する要件（別表 7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表 7 のみ）				
1	唐津市	昭和自動車株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(1) 加部島	呼子		加部島杉村	6.5km	6.5km	365.0日	547.5回			路線型		① 幹線接続	補助対象地域間系統である昭和バスの呼子・湊線と呼子停留所にて接続	③ 前年度から引き続き運行				
2	唐津市	昭和自動車株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(2) 呼子台場	呼子		呼子台場みなとプラザ	2.8km	2.8km	365.0日	365.0回			路線型		① 幹線接続	補助対象地域間系統である昭和バスの呼子・湊線と呼子停留所にて接続	③ 前年度から引き続き運行				
3	唐津市	昭和自動車株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(3) 星賀	星賀		入野	3.6km		242.0日	242.0回			路線型		① 幹線接続	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの切木線、入野線と入野停留所にて接続	③ 前年度から引き続き運行				
4	唐津市	昭和自動車株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(4) 納所	納所		入野	3.8km		242.0日	363.0回			路線型		① 幹線接続	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの切木線、入野線と入野停留所にて接続	③ 前年度から引き続き運行				
5	唐津市	昭和自動車株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(5) 高串	高串福祉センター		入野	4.4km		242.0日	121.0回			路線型		① 幹線接続	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの切木線、入野線と入野停留所にて接続	③ 前年度から引き続き運行				
6	唐津市	昭和自動車株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(6) からワンライン	唐津駅	唐津赤十字病院・まいづる999	イオン唐津店	10.0km	10.0km	365.0日	3,832.5回			路線型		① 幹線接続	補助対象地域幹線系統である昭和バスの唐津佐賀線他と大手口停留所にて接続	③ 前年度から引き続き運行				
7	唐津市	昭和自動車株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(7) 肥前地区デマンドタクシー		肥前地区内				242.0日	5,185.0回			区域型		① 幹線接続	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの切木線、有浦線と入野停留所にて接続	③ 前年度から引き続き運行				
8	唐津市	昭和自動車株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(8) 相知・厳木デマンドタクシー		相知・厳木地区内、多久駅				242.0日	5,431.0回			区域型		① 幹線接続	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの唐津佐賀線他と相知駅前停留所他にて接続	③ 前年度から引き続き運行				
9	唐津市	昭和自動車株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(9) 浜玉地区デマンドタクシー		浜玉地区内				242.0日	3,196.0回			区域型		① 幹線接続	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの七山線と浜崎駅北口停留所他にて接続	③ 前年度から引き続き運行				
10	唐津市	昭和自動車株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(10) 七山地区デマンドタクシー		七山地区内				242.0日	759.0回			区域型		① 幹線接続	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの七山線と浜崎駅北口停留所他にて接続	③ 前年度から引き続き運行				
11	唐津市	昭和自動車株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(11) 北波多地区デマンドタクシー		北波多地区内				242.0日	166.0回			区域型		① 幹線接続	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの唐津伊万里線と徳須恵停留所他にて接続	③ 前年度から引き続き運行				

[illegible]